

総務大臣  
松本 剛明 様

## 「ふるさと納税制度」に関する要望について

令和5年度のふるさと納税による特別区民税の減収額が、23区合計で約830億円に達することが判明しました。ここ9年間で約90倍に膨らんでおり、看過できない状況となっています。

この間、返礼品を寄附額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として減収額は増加しており、平成28年度からの累計額は、ついに3,600億円を超えました。

住民税は、地方自治体が行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、その地域の住民が負担し合うものです。現在のふるさと納税制度は、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱し、地方自治の根幹を破壊するものです。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中核として、日本を牽引してきました。人口3,000万人の東京圏は、世界に冠たる巨大で豊かな大都市であり、いわば日本のエンジンです。その中心となってきたのが特別区です。東京の活力が低下することは日本全体の低迷につながります。東京と地方は相互に支え合う関係であるべきです。本制度は、こうした東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るものです。

特別区は、国に対し、ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求めるものです。当面の緊急対応として、下記事項について見直しを強く求めます。

## 記

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。
- 2 ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- 3 ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。
- 4 募集に要する費用の上限のうち返礼品経費の上限を寄附金の額の合計額の「100分の30」から更なる縮小を図ることで返礼品の規制強化を図ること。

令和5年7月31日

特別区長会会長  
吉住 健一